

森林審議会審議概要

R3. 12. 15(水) 13:30~16:00 場所：県庁本館講堂	出席者 委員：15名中14名（委員1名欠席） 県：知事、部長、次長、各課・室長、工事検査監等
発 言 者	発 言 内 容
○知事挨拶 ○会長挨拶 ○議 事	1 諮問事項 ① 一ツ瀬川地域森林計画（案）について ② 大淀川外3地域森林計画変更計画書（案）について 2 報告事項 森林保全部会報告 3 その他
○質疑 委員 事務局	【諮問事項】 <① 一ツ瀬川地域森林計画書（案）について> 伐採立木材積の増加に伴い、人工造林や天然更新も増加すると考えるが、造林面積が減少する理由は。 国の新たな森林・林業基本計画で、全国の目標とする森林の面積等が定められているが、その中で、再造林の育成単層林は、令和2年度の現況で1,010万haが20年後の令和22年度では、40万ha減の970haに減少する。一方、択伐後、50%植栽と50%天然更新を行う育成複層林は、現況で110万haが20年後では、80万ha増の190万に増加する。また、天然生林についても、現況で1,380万haが20年後では、1,340万haと40万haの減少となる。このため、皆伐的な施業のみならず、択伐による施業を行うため、人工造林面積が減少する。
委員	国の方針や令和22年度の計画に則して、択伐も入れ込み、変更計画を作成したのか。
事務局	国の方針等に基づき、計画を変更した。
委員	国の方針が育成複層林を増加させる計画と育成単層林が主流である本県の現状とが整合されていないが、国の森林・林業基本計画は、本来の択伐的な複層林のみならず、帯状やパッチン

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>グ状の多様な小規模分散型の択伐も育成複層林に含まれることとなったことが、今回、強く示された。近年の災害激甚化の中で、本県の場合、大面積の皆伐・再生林のみならず、多様な森林づくりを進めていく必要がある。択伐は、非常に経費が割高で困難な施業で、小規模分散的な施業をはじめ、様々な施業を取り入れるていく必要があるが、どのように考えるか。</p> <p>また、第八次宮崎県森林・林業長期計画との整合性を踏まえとあったが、今回の計画にどのように反映させたのか。</p> <p>さらに、林道開設量も国に即して、計画量を減少させたがあったが、災害が激化する中で、一ツ瀬川地域の林内路網密度は、1ha当たり30.5mと県平均より少ないが、そこを上げていく必要はないのか。また、本県の審議会では、林内路網密度明示していることは、大きな特徴だが、実際30.5m/haは、チェックが行われているのか。</p> <p>加えて、拡幅と舗装、舗装改良に重点を置いたとあるが、改良は、どのようなものか。</p> <p>パッチング施業や帯状複層林は、災害に強い森林づくりのため、小面積皆伐で、バランスよく針葉樹や広葉樹が配置された森林も育成複層林の中に入る。諸塚村のモザイク林相が素晴らしいという評価を受けており、また、県としても、災害に強く、水源涵養に優れた森林づくりに繋がるため、そのような森林づくりを進めていきたい。</p> <p>再生林面積は、国との協議で、毎年、全県下で2,200haを進めていく計画の了解が得られたため、第八次宮崎県森林・林業長期計画との整合を図っている。</p> <p>路網整備は、林業経営上、生産コストを下げるため、必要不可欠な基盤である。現地条件の厳しい森林は、既設路網を維持しながら、重点的に路網整備を進めていく。</p> <p>一ツ瀬川地域の林内路網密度の30.5m/haの確認は、ご指摘のとおり、山林は、灌木が多く通行できない作業路も見受けられるが、本県の場合、既設を補修し、伐採搬出に使用するケースは、多々ある。</p>

発 言 者	発 言 内 容
委員	<p>拡幅の舗装は、拡幅後、アスファルトやコンクリート舗装を行う。改良は、主に法面改良で、特に、一ツ瀬川地域は、土質が悪く、地形が急峻なため、法面改良が多く、併せて、今後、トレーラー運材を可能にしていくため、曲線改良を計画している。</p> <p>一ツ瀬川地域の特徴は、海岸が広がる平野部と山間部では、著しく地形・地質が異なる。特に、山間部は、中央構造線の南側のため、急峻な地形で、断層線が何本も入っており、崩壊し易く、林内路網密度が30.5m/haと、そこに林道を開設すると法面崩壊や濁水の影響等、他の委員会でも注目が集まっている。ここ数年、伐採が増え続けている。10年前、1区画の大規模な伐採があり、この影響で濁水や林地崩壊が発生したこともあり、伐採面積の制限について、現状を聞きたい。</p>
事務局	<p>保安林の場合、水源涵養保安林が指定施業要件の中で、10ha、土砂流出防備保安林が5haという制限がある。普通林は、市町村森林整備計画の中で、上限20haがあるが、伐採地と伐採地との間に保護樹帯を設けると飛び地でも伐採ができるという運用があるため、通常、20haまでという指導となっている。</p>
委員	<p>毎年、隣地の伐採を進めていくと、50ha、80ha、100haを超える伐採跡地が発生し、土砂流出が発生するリスクが懸念される。木材価格の高値が続くと、この際、伐採意向が高まり、小区画の小規模伐採は、私も繰り返し意見しているが、木材価格の絡みで、大規模伐採が繰り返される恐れがあるため、適切な指導をお願いしたい。</p>
事務局	<p>伐採に伴う土砂流出等を防止するため、集材路の作設、枝条や枝葉の分散配置など、環境に保全した伐採の搬出方法を定めた県のガイドラインを定め、これを市町村が伐採届出の受付時に伐採事業者へ指導している。</p> <p>また、大規模伐採は、伐採パトロールを各管内で実施し、指導を行うとともに、伐採事業者を対象とした研修会開催等、指導を行っていく。今年度も研修会を計画している。</p>

発 言 者	発 言 内 容
委員	<p>資源の維持、保存に関して、主伐が前回計画に比べ、10%程増加しているが、収穫表の調整により蓄積量が増加し、それに伴う成長量が増加した試算による伐採量の増加なのか。それとも、伐採面積そのものが増加したのか。</p> <p>また、成長量と蓄積量から許容伐採量が算出されるが、どのくらいの伐採計画量になってるのか。</p>
事務局	<p>伐採立木材積の増加について、細かいところの数字は持ち合わせてない。新しい森林・林業基本計画も伐採立木材積が増加し、第八次宮崎県森林・林業長期計画では、素材生産量は据え置いているが、一ツ瀬川流域は、他の流域に比べ、伐採量が多くないが、伐採立木材積を若干上げたところ。なお、蓄積量に対する伐採計画量は約1.4%となっている。</p>
委員	<p>基本、蓄積量が減少しないということが重要である。期末の蓄積量の減少が約9%のため、蓄積量が維持されることが前提となる。具体的には、全国森林計画の配分はさておき、本県の蓄積量が維持されることが重要であるため、許容伐採量を下回る状態で、伐採量を押さえて、蓄積量を保持する必要がある。このため、許容伐採量よりも大きく下回る伐採量を設定されるという理解でいいか。</p>
事務局	<p>そのとおり。他の流域では成長量を超える流域もあるが、一ツ瀬川流域の成長量は、大きくは、下回らない。一ツ瀬川地域の森林資源量は、およそ70年分はあり、100年は保持される。</p>
委員	<p>留意する点は、再造林率との兼ね合いである。元々、再造林せず、自然林形に戻す区域を除いて再造林率70%であれば良い。林業を持続していき、社会情勢上、再造林が実施されない場所を再造林し、伐採量を決めてしまうのはリスクがある。このため、伐採量を少し抑え目にしなければならないと考える。従って、県全体と一ツ瀬川流域の計画は分けて考える必要があり、一ツ瀬川地域は、今回計画で大幅に資源量が減少することは、再造林率100%でなくとも担保されるのか。</p>
事務局	<p>そのとおり。</p>

発 言 者	発 言 内 容
委員	<p>径級が肥大した林分を搬出するため、曲線改良は、10tトレーラーの走行が想定される。一ツ瀬川流域は、中央構造線が入っている急峻な場所が多いため、路網整備は、地質や災害リスクを高めないように十分考慮いただきたい。</p>
事務局	<p>路網計画は、現地の土質等をしっかり見極め、十分検討を行い計画、施工していく。トレーラーの場合、20tのため、曲線改良が必要となる。</p> <p>昨年度、本県が調査した伐採事業者の保有トラックは、既に4分の1がトレーラーを持っているため、ドライバーファーストで、走行安全を第一に目指していく。</p>
委員	<p>一ツ瀬川地域の上流部における曲線改良は、場所によっては困難な箇所が多い。</p>
委員	<p>現在、林分が高齢級となっている。将来、他の地域に比べ、低密度路網である一ツ瀬川流域は、大径木になると、益々搬出が困難となり、災害に弱い森林に高齢級林分が増加する可能性があるのではないか。</p> <p>適正な齢級を保持するため、高齢級林分を減少させ、再造林していくことが重要であるが、将来的に、高齢級化が進み、大径木が増加する森林が多くなる。</p>
事務局	<p>齢級構成の偏りは、今後、大径材の問題をいかに解決していくかが課題となる。まず、大径材を安全に伐採する人材が必要となるため、みやざき林業大学校において、大径木伐採・搬出の技能研修を行っている。また、大径材を伐採する馬力のある機械が必要となるため、大型の高性能林業機械の導入支援を行っていく。</p>
委員	<p>奥地には、林道が整備されておらず、大径材が山間奥地に増加することは、将来的にどう解決していくのが課題である。一ツ瀬川地域のみならず、素材生産は、路網がある等、伐採し易い区域で進む。奥地に林道があれば可能だが、林道がないと伐採が進まず、大型の高性能機械で搬出できない。このような区域に大径材が残り、将来的に大径木が災害に弱くなるため、</p>

発 言 者	発 言 内 容
委員	<p>どう解決していくかを十分研究してほしい。</p> <p>一ツ瀬川流域と同じように、耳川流域、特に入郷の奥地は、同じ条件の場所が多い。林道開設、改良等が追い付かない場所の素材生産は、奥地に路網を開設して搬出しているのが現状である。現実的には、路網が開設できないケースもある。また、みやざき林業大学校で、高性能林業機械の操作をはじめ、架線集材等、多種多様な技術を学んだ人材が今の素材生産事業者を支えている。</p> <p>架線技術があっても、路網整備がない奥地は、大径材搬出が困難である。県も中間ストックヤードや中間土場の整備も充実させてほしい。例えば、奥地でコストが割高となり、採算が合わない箇所は、ストックヤードを活用しながら採算が採れる箇所と合わせ、最終的にトレーラが走行できる林道から各市場に運材する等、採算も考慮しながら行っている。これからも、林道の残土処理場の広場やストックヤードを活用し、素材生産の維持に努めていく。</p>
委員	<p>架線技術の低下を懸念しており、他県に頼まなければならないと聞いたこともある。</p>
委員	<p>架線集材は、ぜひ、大径材の搬出に向け、技術の再構築に県としても取り組んでほしい。</p> <p>また、林道があっても大径材が出材されない理由は、並材より全然値が付かないためである。大径材ラインを持つ製材工場が少ないため、大量に出材されないという悪循環がある。年齢構成の平準化に取り組むため、川下の対策を聞きたい。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり、大径材は、利用が難しく、木材価格にも反映できない状況がある。県内では、36cm以上の大径材を加工できる製材所が8工場ある。近年、そのような工場も増え、効率のある木取りの方法等を研究していると聞いており、県は、情報収集や提供を行う等、取り組んでいる。</p>
事務局	<p>架線技術は、架線免許の指定講習機関と連携し、みやざき林業大学校で、免許取得のための知識、技術の習得の研修を組んでおり、昨年度は、新たに15名が架線免許を取得した。免許</p>

発 言 者	発 言 内 容
委員	<p>取得に留まらず、更に技術に磨きをかけて、高度架線技能者を育てるためのステップアップ研修もある。今後、伐採の奥地化に伴い、架線技術は必要であるため、積極的に技能者の育成に努めていく。</p> <p>大径材は、一般材と比べ、高値が付かない。台風後の文化財修復のため、大径材の利用、加工に係る通達もあるが、五重塔や神社・仏閣の修復材料がなかなか手に入らず、平安神宮の改修時、問い合わせがあった林業家は、凄い高値が付いたという。それだけ、需要があれば待ち切れない状況であるが、樹齢が200年生以上ないと、安く買い叩かれる傾向にある。近年、地震、風水害が起き、この先、必要とされる量は増える可能性がある。</p> <p>長伐期を計画し、災害を受け難い林分として、140から150年生以上の三ツ岩学術参考林の他、鍋島のヒノキ、スギは、100年を越すものがある。それが一本買いで非常に高価格で売れている。本県でも、盆地状で風の影響を受けにくいような場所は、長伐期に計画しても良い。</p>
委員	<p>住宅の建築様式が昔は和室が多く、床の間等、真壁構法という柱等を見せる建築方式から今は90数%は、洋風住宅で、柱を見せず、クロス、塗り壁等、木を現しにしない大壁構法に変わってきたため、大径材での利用が少なくなってきた。</p> <p>大径木で挽いた芯持ちの柱が、昔は、2面無節、3面無節という現しにする製材工場が多かったが、そのような化粧材が売れなくなった。私の工場でも、元口60cmまでは、通常ツイン台車で、製材できるが、今は、売るところ、利用してくれるところがない。殆ど、大径木から挽いた平角も、使われるのは、集成材である。このため、ラミナ材、デッキ材等、板物を平角でそのまま使うことはない。殆ど、300mm以上の高さの梁桁の95%以上は、集成材に変わり、大径材の利用が少なくなっている。</p> <p>また、小径木が今、少なく、特に、90mm角等、母屋材が少なくなっており、小径木業者も、値段が中目材より高い。今後、利用が進み、90ミリ角が芯去材で良いとなれば、工場で大きく割り、自然乾燥や人工乾燥を行い、芯去りの柱、桁の需要が今使われれば、ツインでできなければ、シングル台車で挽ける</p>

ため、製材工場は十分対応できる。

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>加えて、20t車が通行できる林道は、開設延長が短くなるため、10t車が通行できる林道の開設延長をを延ばしていただきたい。20t車トレーラーの規格は、急峻な地形にはそぐわない。10t車が入る林道を中間土場等を活用しながら、トレーラー運材できれば良い。林道の幅員を広げて、20t車を入れるのも重要であるが、林道の開設延長を伸ばす整備をお願いしたい。</p> <p>トレーラーが走行できる幹線林道、10tトラックが走行できる林業専用道、フォワーダ等、林業機械が走行する森林作業道と中間土場を効果的に組み合わせながら、総合的に整備を進めていく。</p>
委員	<p>特に、変更計画には異論はないが、全国森林計画の変更に伴い、木材等生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域を追加とあるが、このような森林は、開発がし易く、太陽光発電施設が設置される等、将来的に減少していくと考える。</p> <p>木材価格が高いうちに主伐したい意向は、森林組合でも同じである。森林組合に限っても80件位、調査や山買いをと依頼があるが、森林所有者から今、木材が高いんでしょうと言われ、この際、処分したい意向が強まっている。</p> <p>小規模所有の林家は、自らの考えで小規模に伐採できるが、サラリーマン勤めの山林所有者は、効率的に1度で纏まった収入を得たいことから、小規模伐採には馴染まない。</p> <p>一ツ瀬川流域の山間部は、人口減少が著しく、後継者がいない中で、飛躍的に再生林を伸ばすことは困難である。また、比較的大面積の山林は、土地を共有する形態を取っており、この共有林の意思決定に相当時間を要す。</p> <p>また、相続をしていない山林が多く、登記の進め方は非常に支障となっている。将来、山林よりも土地の所有をどうするかが問題で、大企業や行政が山林を含めた土地を所有し、再生林を進めていくべきと考える。</p>
委員	<p>特に中山間地域は、厳しい現状である。</p>

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>や末端の森林経営計画と整合を図ることが重要である。当審議会が中間審議では問題があり、県の計画が一方通行ではいけない。県の方針を盛り込んだ本地域森林計画を市町村が十分理解した上で、市町村森林整備計画に反映させる必要があるが、年度内にできるのか。</p> <p>ご指摘のとおり、市町村森林整備計画は、実際、森林づくりを動かすマスタープランである。市町村は、本日の地域森林計画に適合させながら、市町村森林整備計画を策定することとなっている。このため、今年度内、令和4年3月までに5年間の市町村森林整備計画を策定し、令和4年4月1日からスタートできるよう、早速、説明会を開催し、計画作成にあたり市町村を指導していく。</p>
○質疑	<p>【諮問事項】</p> <p><② 大淀川外3地域森林計画変更計画書（案）について></p> <p>質疑なし</p>
委員	<p>○質疑</p> <p>【報告事項】</p> <p><太陽光発電施設用地等の造成に係る開発行為の許可について></p> <p>保全部会の答申事項1件を報告する。答申事項は、森林法第10条の2の規定による開発行為の許可についてで、今回、太陽光発電施設用地の造成に係る開発行為である。</p> <p>PG串間メガソーラー1号合同会社の森林面積約23haの林地開発許可の適否である。部会では、申請者から開発計画を聴取した上で、審議事項の許可要件となる災害の防止、水害の防止、水源の確保及び環境の保全の4つの観点から、慎重に審議を行った。</p> <p>その結果、許可相当と認めたが、防災工事の時期や土砂流出濁水対策をはじめ、造成面の安定性、生物多様性や施設に係る景観への配慮、維持管理、地域住民との同意事項の遵守など、留意すべき点を付帯意見を付けて答申した。</p> <p>委員</p> <p>留意点は、報告を求めるのか。</p>

委員	例えば、工期について、被害が出易い、土砂が出易いような
----	-----------------------------

発言者	発言内容
事務局	<p>時期に土木工事をやらないよう工期を調整する意見を付けているため、一部、計画を変更したものが本庁へ申請される。</p> <p>県は、申請された計画内容が、答申内容に照らし、審査し、条件を確認した上で、許可としている。なお、防災施設の先行実施、生態系の配慮やモニタリング等、これら条件をしっかりと許容し、計画が実行されるよう担保してる。</p>
委員	<p>今回、生物多様性への留意が付帯意見としている点が非常に良い。これは、希少な動植物のみならず、そこに生息するすべての動植物に適用できないか。</p>
委員	<p>結論からは、全てを守るのは困難である。条文からも、保全しなければいけない、元々その森林が持っている機能というのが著しく損なわれない限り、この法律では開発を許可しなければならないとある。</p>
委員	<p>今回、希少種が触れられているが、そこに生きる他の生物も一体化しており、残置森林で保全される。</p>
○質疑	<p>【報告事項】 <その他></p>
委員	<p>今、木材価格が高値だが、1ha前後の森林所有者は、50～60年生を伐採しても利益が出ない。実際、木材価格が高いといっても、伐採事業者は利潤第一である。森林組合も同様。作業員不足の中、人件費も高騰し、搬出に経費を費やす。出材に何往復もかかると更に経費が掛かる。何世代で森林を育てて売却しても利益が出ないため、再造林が進まない。このため、放置林が増加する。市町村に相談しても再造林は、所有者の意向によるため、放置林の対策が見つからない。奥地に入れば入る程、利益優先のため、再造林は、後になる。育成された人材がどこに就業しているかもわからない。台風シーズンは風倒木が発生するが、撤去に1、2年、手が回らず4、5年掛かる場合もある。全国的に一、二番目に低い所得水準にある本県では、やはり人件費の問題をクリアすべきで、地域森林計画には表示されないが、そのことを踏まえた上で、本計画の審議が成り立</p>

つ。放置された森林も多く、森林所有者が不明のため、伐採の

発 言 者	発 言 内 容
委員	<p>意向があっても少なくとも2、3年は待たないといけない。人件費や奥地森林の場所等、細かな計画や協議の場がなく、実際、計画が達成されているかが分からない。今回、計画の達成、未達成を報告して終わりではなく、各委員からの意見や計画の実行性等も考慮いただきながら、計画を作成してほしい。</p> <p>その意見は、我が国の林政が抱える課題である。小規模林家が多く、これに派生する放置林や森林所有者の相続問題。人材は、長期計画部会で審議した。委員が懸念している具体的な対策は。</p>
事務局	<p>戦後、拡大造林された森林が成熟し、小規模、零細な森林所有者の経営意欲が低下している中、平成31年4月に森林経営管理法が制定され、国の森林経営管理制度が始まった。</p> <p>これに基づき、市町村は、手入れの行き届いてない森林について、森林所有者から経営管理の委託、経営管理権の設定等の権利を設定し、林業経営に適した森林は、地域の林業経営者に委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理することとなった。その中で、森林所有者の一部又は全部が不明な森林は、公告等の手続きを経た上、市町村長に経営管理権を設定できる特例措置も設けられている。このような制度を市町村が中心となって動き始めており、県はそれをバックアップしている。</p> <p>具体的には、意向調査として、市町村が森林所有者に対し、所有森林を自ら経営するか、経営せずに市町村に経営を任せるかというアンケートを実施している。森林の全てを一斉には調査できないが、地区を限定する等、取組を始めており、この制度も活用いただきたい。</p>
委員	<p>小規模な森林所有者林家にどのくらい利益還元されるのか、或いは負担金が必要なのか。</p>
事務局	<p>どの程度還元されるかは、現時点ではわからない。その時点の木材価格や市場価格、経営管理の経費等、採算が取れる森林は林業経営者へ再委託をし、採算が取れない森林は市町村が管理するスキームとなっている。</p>

発 言 者	発 言 内 容
委員	<p>放置された森林について、県は、伐採後、数年経過し、山林に入れないような伐採跡地を見たことはあるか。伐採後、50年も100年も残った種が出てくる。棘だらけのイヌダラの芽が沢山芽吹く。一面タラの山になる。それを5年後に、再造林したくてもできない。5年後はタラが育っている状況を見ていただきたい。場所が良ければ、良い程タラが芽吹く。棘も大きく、5年後にそれを伐って再造林するのは、無理がある。森林組合も一生懸命植栽している中で、伐ってすぐなら支障はないが、タラの山の地拵えは、非常に困難である。今後、現実を直視した上で、計画を策定いただきたい。</p> <p>今後、森林組合は森林づくりができないと食べていけない。植栽も少なくなっている。我々森林組合は、伐採事業者が伐採後、全て植栽している。しかし、人員不足である。下刈りは、熊本県人吉市からの作業員が頼みの綱である。</p> <p>現在、高性能林業機械が縦横無尽に入り、毎日毎日、フルトレーラが運材している。将来、イヌダラの山がどのような山林になるのか等、現実をしっかりと押さえた上で計画を作成してほしい。</p> <p>伐ってそのまま、後は知らない森林所有者がいるのも現状である。森林組合には、どうにかしてほしい山のファイルが5、6冊ある。市町村の森林経営管理制度が始まり、森林所有者に納得いただくよう働き掛ける職員数自体が不足している。森林組合も同様、人手がない。森林環境譲与税の配分も市町村によって異なる。森林環境税は蓄えることができる一方、森林経営管理制度が進んでいない市町村が殆どである。将来の山を子や孫に渡す時のことをもう少し真剣に考慮いただきたい。返答は要らない。</p>
委員	<p>現場サイドとして、一言。確かに、素材事業者は、利益を出さないとやっていけないが、私達の形態は、80%が民有林である。残りの20%は、県営林、公社となる。森林経営管理室長の意見のとおり、森林経営管理制度の林業経営者（宮崎県のひなたのチカラ林業経営者）として、利益追求のための伐採ばかりでなく、素材事業者がやらない森林管理ができない森林の管理や山林保育の除伐、保育間伐を行っている。</p>

そのため、再造林を見据えて、森林組合と5年前にタイアッ

発 言 者	発 言 内 容
	<p>プし、購入した山林情報を共有し、伐採届出書の手順まで整えている。</p> <p>全ては、再造林できないが、再造林できる個人や事業者へ分収する等、細かな部分まで面倒を見て、地域全体の再造林率を押し上げるよう素材事業者として、努力している。</p> <p>素材事業者も、森林所有者のため、森林所有者を助けながら、山林経営を進めていく。森林審議会で答申した地域森林計画を実行できるよう全関係者、全関係団体で努力し、進めていきたいと考えている。</p>